

■ AIS 保護者規約

第1条 (目的)

本「AIS 保護者規約」の目的は *Aichi International School* (以下「AIS」という) 利用の児童保護者とこれを経営する株式会社 *NIP* との間の基本的契約関係について明らかにするものである。

第2条 (旧 *NIP* と AIS)

- 1 AIS は非学校法人の株式会社 *NIP* 経営による民間の教育施設である。
- 2 旧 *NIP* (*Nagoya International Preschool*) は AIS の前身であり、現在は AIS の幼児部として継承されている。
- 3 AIS は現在、幼児部と初等部を同一敷地内の同一施設に設置しており、運営上の連携措置を様々に採用している。
- 4 ただし、幼児部と初等部はおのおの独自の入学審査基準を有しており、幼児部終了児童が初等部に無条件に進学できることを約束するものではない。
- 5 AIS に中等部計画はなくなりましたが、計画案が存在した2009年9月30日までの AIS 入学児童が初等部第6学年終了時点で中等部教育を希望した場合には、新しい中等部要項の承諾を条件に中等部教育課程相当を限定的に実施します。

第3条 (保護者等)

- 1 AIS は本規約を承認のうえ入学を申し込まれた児童で AIS が入学を許可した児童の保護者を「保護者」とします。
- 2 保護者が、AIS に登録した家族を「家族」とします。
- 3 AIS が入学を許可した児童を AIS 児童または AIS 生徒とします。

第4条 (届出事項の変更)

- 1 保護者が AIS に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先、緊急連絡先、お支払い口座、家族等に変更が生じた場合は遅滞なく AIS 宛に所定の届出用紙により手続きしていただきます。
- 2 ただし、AIS が適当と認めた場合には AIS への電話での連絡などにより届出することもできます。

第5条 (保護者資格の期間)

- 1 保護者と *NIP* との契約関係は、AIS が入学を許可通知し、所定の「入学金」等を受領したときに成立します。
- 2 保護者の資格は前項に従ってその保護者資格を得た日から AIS 児童がその在籍資格を消失した日までです。
- 3 また、新年度の「授業料」「諸経費」「施設利用料」などを所定の期日内に支払い完了しないなど、本「AIS 保護者規約」に違反した場合、書面による通知によって保護者資格を失い、これに連動して AIS 児童は「AIS 除籍」となります。

第6条 (教育の委託と受託)

- 1 保護者は AIS の教育理念・教育方針等を承認し、AIS 児童の教育を AIS に委託し、AIS はこれを受託します。
- 2 保護者と AIS の教育委託および受託の関係は両者の合意に基づく一年毎の継続的契約関係であることを確認します。
- 3 AIS が保護者の受託者として AIS 児童にたいして行う日々の教育の内容は原則的に AIS の選択に委ねられます。
- 4 ただし、保護者は AIS に対して必要に応じ

て教育の内容についての説明を求めることができま。

第7条 (誓約事項)

AIS は保護者に対し、児童福祉法・教育基本法等を遵守し、誠実に前条の受託業務を行うことを約します。

第8条 (教育の方法)

- 1 AIS は別途定める募集要項や校則等の諸規定ならびに文部科学省初等教育「指導要領」に準拠して教育を行います。
- 2 AIS は前項の「募集要項」「校則」等の諸規定を必要に応じて改訂することができるものとします。
- 3 保護者は AIS の教育の方法について強い指示と深い信頼を維持し、学校運営に積極的に協力しなければならない。またいかなる理由があってもお互いの信頼関係を損なう言動をしてはならないとともに、AIS 「校則」の厳格な実行を妨げてはならない。

第9条 (保護者代表と懇談会)

- 1 AIS は保護者の中から毎年度、以下の年齢別(学年別)に保護者代表を互選するよう要請します。ただし、4月末日までに互選がいただけない場合、AIS 側から本人の事前了承の上、適切な方を指名させていただきます。
- 2 幼児部保護者のうち各年齢別=2歳、3歳、4歳、5歳児クラスから各1名。
- 3 初等部保護者のうち各学年別=1年~6年、各1名。
- 4 保護者代表の任期はその年度の4月1日から翌年3月31日までとします。
- 5 保護者代表の主な役割は、AIS への保護者からの希望・意見を取りまとめたり、緊急連絡の責任者、AIS 側からの各種相談・年間行事等への協力の要請窓口役などです。
- 6 保護者代表と AIS 側から AIS 校長、幼児部部長、初等部部長、その他(必要に応じて若干名)が出席し、定例の保護者代表懇談会(原則として3ヶ月に1回)を開催します。

第10条 (申込金・入学金・協力金)

- 1 保護者は AIS に対し、申込時に入学の選考審査料として所定の「申込金」を支払うものとします。
- 2 保護者は別に定める「入学金」を入学許可後、期限内に支払うものとします。
- 3 AIS は以上その他、入学の条件として、保護者に特別の「協力金」等を求めることがあります。
- 4 支払い済みの「申込金」はその理由の如何を問わず返却いたしません。
- 5 支払い済みの「入学金」「協力金」はその後、家庭の都合により「入学辞退」した場合、募集のための有効期間消失による損害補填として総額の半額を没収し、残りの半額は「返金」するものとします。

第11条 (進級・進学)

- 1 保護者は毎年、所定の進級・進学アンケートを提出する事とし、万一、期限内に未提出の時は次年度の進級・進学を希望しないものとし、本年度末日において自然除籍とします。
- 2 期限内に進級・進学を希望をしてもその

後「撤回」した場合は募集のための有効期間消失による損害補填として一学期分の授業料を対象に別に定める違約金を支払わなければならないこととします。

- 3 なお、AIS が文書で「回答日の変更」に合意した場合や急な転勤など保護者の意志以外の理由による年度途中の「転校」はこの限りではないこととします。

第12条 (授業料、諸経費、施設使用料等)

- 1 保護者は AIS に授業料・諸経費・施設使用料等を年度毎に支払うこととします。
- 2 計算は AIS 当該年度の授業料・諸経費・施設使用料ならびにその他の料金および消費税額をもって行います。
- 3 保護者は AIS の定める「募集要項」に規定された手段と方法にしたがって、前項の合計金額を支払うこととします。
- 4 支払済みの授業料・諸経費・施設使用料等は家庭の都合による年度途中の通学中止や休学の場合、「募集要項」その他に規定された手段と方法にしたがってその一部が返金されることがあります。

第13条 (債務の継続)

保護者は保護者資格が終了した時ですでに発生している債務のすべてを AIS に支払わなくてはならないものとします。

第14条 (機密厳守)

AIS は業務上知り得た保護者や家族、AIS 児童の個人情報については他に漏洩しないことを誓約します。

第15条 (責任範囲)

- 1 AIS は児童の教育中に「設備の不備・欠陥または職員の管理・指導ミスおよび提供した飲食物等により」児童の「身体に障害を与え、または財物損害を与えた」ことが明らかな場合にそなえ、AIS が保護者に支払うべき「法律上負担すべき損害賠償金」を用意するために施設賠償責任保険に加入することを義務とします。
- 2 AIS が加入する保険会社が、AIS の過失=法律上負担すべき損害賠償金の支払い義務を認めず、保険金支払いをしない場合は AIS の責任範囲外とします。
- 3 本条にかかわらず、AIS ・保険会社ならびに保護者との間で見解の相違がある事象が発生した場合は、法律の定めるところに従って関係者が誠実に話し合うものとします。

第16条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく保護者と AIS の諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とします。

第17条 (規約の変更・承認)

本規約は保護者代表懇談会又は保護者多数との事前協議の上、AIS の必要に応じて変更することができるものとします。

第18条 (規定外条項)

この規約に定めのない事項が発生した時またはこの規約各条項の解釈について疑義が生じたときは保護者の代表と AIS が協議して定めることとします。

第19条 (付則)

この規約は2010年5月27日より修正、有効とします。